アリーナ事業に係る地元説明会の質問等【3/26】

番号	質問等	回答
1	今回、説明会の出席者が少ないが、今後、地元説明会の開催の周知方法について、見直すのか。	説明会により多くの方に出席していただけるよう、周知方法について検討していく。
2	東公園周辺道路の消雪設備は現在、東大通りの歩道を工事しているのと同様の無散水方式か。	東公園周辺道路の消雪設備については、基本的に歩道部においては無散水方式での整備を予定しているものの、幅員が狭い歩道もあることから、詳細設計の中で検討をしていく。
3	市道東部2-45号線は現状、歩道がないが、歩行者空間の拡充とは具体的にどのようなイメージか。	市道東部2-45号線については、現在、歩道がないため、道路幅員構成を見直すことで歩行空間を確保したいと考えており、詳細設計の中で検討していく。
4	アリーナのところに整備する駐車場は、興行時以外は使用可能か、また、開放はされているのか。	アリーナ（建物）に対する付置義務として、現状、最小限（80台程度）の駐車場を確保している。 興行時は関係者専用駐車場となる。また、プロスポーツやコンサート等の興行ではない、県民利用や市利用の場合においても、例えば市民スポーツ大会など関係者が多いことが想定されるものなど、イベントの内容によっては関係者専用駐車場となることが考えられる。 一方で、これまでの協議の中で、公園利用者にとっての利便性を向上させることも重要であると認識しているため、公園利用者も一部アリーナの駐車場を利用できるよう、関係者らと協議を行っていく。
5	暫定整備部分のバスケットゴール設置場所について、将来、交流広場になるとのことであったが、撤去するのか。	暫定整備したバスケットゴールについては、将来的な公園整備に伴い撤去する予定である。
6	バスケットゴールをスポーツ広場に設置して、撤去しないようにすれば、少しでも工事費の削減になると思うがどうか。	スポーツ広場部分については、公園整備に伴い地盤高さの変更や周辺施設との調整が必要となるほか、他工事の施工ヤードとして利用する予定であるため、現時点でバスケットゴールを整備することは困難である。 このため、比較的長期間の供用が可能な現在の駐車場南側部分において、バスケットゴールを暫定的に整備することとしている。 なお、当該箇所についても将来的な公園整備に伴い撤去が必要となるが、撤去後は他公園への移設による再利用を検討しており、可能な限り有効活用を図っていく。
7	市道東部2-42号線は道路幅員を狭めて歩道を整備するのか。もしくは、公園をセットバックして歩道を整備するのか。	市道東部2-42号線については、現在、歩道がないため、道路幅員構成を見直すことで歩道空間の創出を図ることを基本とし、特に公園敷地沿いは更なる空間確保が必要であると考えていることから、これを含め詳細設計の中で検討していく。
8	アリーナ来場者について、安全な誘導を図るためには公園の出入口を物理的に制限したほうがよいのか検討してほしい。5,000人規模のイベントで社会実験を行うなど、シミュレーションをしていただきたい。	アリーナ来場者の安全確保に加え、日常的な公園利用者の利便性や近隣住民の住環境保全といった観点を踏まえ、詳細設計の中で検討していく。
9	車両の速度抑制のハンプの設置については必要性の有無は検討が必要であると思う。	通り抜け車両の速度が危険であるとの地元の意見を踏まえ、社会実験として車道の狭窄を実施したが、実験後に道路狭窄は行わないで欲しいとの地元からの意見があったため、代替としてハンプ設置案を提示したもの。今後の設置の有無については、地元の意見を伺いながら進めていく。
10	消雪設備については県道福井加賀線、市道東部2-42、2-45号線は無散水方式で検討されているということか。	市道東部2-42、2-45号線の消雪設備について、歩道部においては無散水方式を基本とし、詳細設計の中で検討していく。
11	周辺の道路側溝が老朽化しており、排水も良くないので、考慮してほしい。	今回整備を行う路線については、側溝の改修も含め詳細設計の中で検討していく。
12	アリーナや公園の照明設備についても、生活環境に影響が生じないように十分に考慮してほしい。	アリーナや公園の照明設備については、生活環境に配慮したものとなるよう、詳細設計の中で検討していく。
13	消雪設備の工事にも時間を要すると思うが、いつ頃、整備する予定か。	消雪設備等の道路整備については、アリーナ開業年度である令和10年度を目指し、アリーナ建設工事や東公園整備との工程を調整しながら進めていく。
14	消雪設備の無散水方式は別の場所でも事例があるのか。	東大通りのような融雪のパイプは県道の方で多く実績があり、近年ではフェニックス通りの幸橋や、毛矢・西木田区間で実績がある。
15	豊島交差点から木田橋区間の車道には散水方式の消雪設備が設置されているが、側溝が詰まっていて、排水ができていない状況である。	担当部署に伝え、対応していく。
16	前回の公聴会の後に都市計画マスタープランを改定している。 改定したのであれば、もう一度、公聴会を開催しないといけないと都市計画法に規定されているはず。 都市計画法を再確認してほしい。	都市計画法では、都市計画マスタープランの改定に伴い、公聴会を再度開催することが必要とされているものではなく、マスタープラン改定後においても都市計画の案との整合は図られており、改定内容を踏まえて計画内容についても確認を行っている。 また、用途や区域など計画内容に変更はなく、都市計画マスタープランとの関係を整理したものであり、計画の内容を変更するものではない。
17	福井豪雨後、足羽川の河川整備を行っていたが、20年以上経過して木田橋の上流では土砂が堆積し、草が生い茂り、大雨時に荒川から足羽川にポンプ排水すると、豪雨のときの二の舞になるのではないかと懸念している。アリーナは災害時の防災機能の役割も担っていると説明されているので、足羽川の浚渫等の対策をしてほしい。	担当部署に伝える。